

空襲被害者等救済法の早期成立を求める意見書

太平洋戦争では1945年3月10日の東京大空襲をはじめとして大阪、神戸、名古屋など日本各地で空襲があり多くの犠牲者が出た。また沖縄では日本で唯一の地上戦が行われ、県民の4人に1人が犠牲となる甚大な被害があった。しかしこれら民間人の空襲被害者等には国は一切補償も謝罪も行わず、被害者は孤児になるもの、障害を負ったものなどその後の人生に甚大な影響を与えた。

これに対し、空襲被害者等から補償を求める声があり、国会でも超党派の国会議員連盟が、先の第221回特別国会に「空襲被害者等救済法案」を38年ぶりに提出した。主な内容は、一人当たり50万円の支給と実態調査、追悼などを求めるものである。

これらは単なる戦後処理にとどまらず、再び悲惨な戦争を繰り返さないということにもつながる重要な問題である。

しかしながら与党の賛同が得られず審議未了で成立しなかった。戦後81年がたち、被害者も高齢化しており一日も早い救済法の成立が求められている。

よって、本市議会は国に対し、空襲被害者等救済法の早期成立を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長